

はじめに

この「あんしん介護保険」は、介護保険制度について、相談からサービスの利用までの流れをわかりやすく解説したパンフレットです。

初めて介護保険を利用される方、介護保険について知りたい方、介護について不安がある方など、介護にお困りのことがありましたら、まずは、このパンフレットをご一読いただき、市役所やお近くの地域包括支援センターへのご相談などにご活用ください。

「介護保険制度」は高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、平成12年4月にスタートしました。

少子化・高齢化が進む中で、核家族化の進展、老老介護、女性の社会進出など、介護を家族だけに頼っていくことが難しくなっています。

介護は、誰もが直面する問題であり、老後の最大の不安要因であるとも言われています。

介護保険についての理解を深め、不安を解消するためにも、ぜひ、このパンフレットをご活用ください。

令和7年8月 介護保険制度の改正ポイント



●介護保険施設を利用したときの居住費等の基準費用額が一部変わりました

介護老人保健施設及び介護医療院のうち、一部の多床室で室料負担が導入されました。そのため、居住費等の基準費用額のうち、多床室の一部で金額が変わりました（17ページ、24ページ参照）。

対象は、①「療養型」「その他型」の介護老人保健施設

②「Ⅱ型」の介護医療院

の多床室（いずれも8㎡／人以上に限る）です（短期入所療養介護も含む）。

●高額介護（介護予防）サービス費と、特定入所者介護サービス費の支給要件の一部が変わりました

高額介護（介護予防）サービス費（23ページ参照）の市民税世帯非課税等の支給要件と、特定入所者介護サービス費（24ページ参照）の第2段階と第3段階①の支給要件が、80万円から80万9千円に変わりました。